第6章 配慮事項

6-1. ユニバーサルデザインへの配慮方針

(1)外国人来訪者への配慮

案内サインの凡例は原則として4カ国語(日本語・英語・中国語・韓国語)で表示するとともに、案内マップ中の施設等名称には英語・ローマ字を併記します。

また、誘導サインに表記する施設名称のうち、不特定多数の外国人の利用がある施設については、英語以外の外国語の表記を追加します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないように注意します。

また、ピクトグラムは言語に依らず事象を示す記号として多くの人に理解されるものであるため、サイン表示においては積極的に活用します。

誘導サインの矢印の使い方について、例えば日本では下向き矢印を「戻れ」あるいは「進行方向と逆方向」という意味にとらえることがありますが、外国では一般的に「下へおりる」「くぐる」といった場合に下向き矢印を使います。そのため、「」は高度が低い方へ移動する場合のみ使用します。同様に指示方向が折れた矢印(図)についても、誘導サインの表現としては誤解を招く可能性がありますので、原則として使用しないこととします。

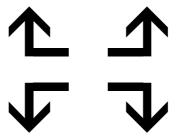


図 指示方向が折れた矢印の例

(2)車いす使用者・歩行困難者への配慮

車いす使用者の視線に配慮したサイン表示面高さを設定するとともに、その人が見やすい距離まで近づいて表示面を見ることができるよう、設置場所や周辺の環境、サイン施設形状への配慮が必要です。

車いす使用者がサイン施設に近づきやすくするためには、アクセスの障害となる位置に 植栽やゴミ箱等を設置しないことが必要です。特に市街地内では、商品棚や可動型ベンチ 等が周辺に置かれる場合が想定されるため、地域住民や事業者に対して配慮を求める必要 があります。

また、サイン表示盤面が支柱から突き出して設置される場合は、近づいて見る利用者との接触、歩行者の円滑な移動の妨げになることも考えられるため、表示面の両端が突き出さない構造にする、設置箇所を十分検討するなどの配慮が必要となります。

(3)視覚障がい者への配慮

視覚障がい者や高齢で視力が低下した人など、だれもが見やすくわかりやすいサインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、サインの設置高さ等に配慮するとともに、主要な案内拠点においては、音声案内や点字表示など、視覚障がい者に配慮した機能の導入を積極的に検討します。点字や触地図、音声案内操作板等を設置する場合の高さは、1.0m以上1.4m程度までとします。

(4)バリアフリー情報の表示

鳥取交通バリアフリー基本構想における特定経路、準特定経路のうち、主要な誘導ルートに設定されているものは、バリアフリー経路として全て案内マップに表示することとします。

現状ではバリアフリー基準を満足できていないルートであっても、今後の整備事業等を 勘案し、多様な障がいを持った方々がおおむね移動できるルートであり、かつ健常者を含 め相当数の人が訪れる主要施設等へのルートもバリアフリー経路として表示することを検 討します。

多機能トイレや車いす使用者が使用可能なエレベーター等のバリアフリー設備については、案内マップ上で設置箇所をピクトグラムで表示します。また、民間施設に設置された不特定多数の人が利用できるバリアフリー設備についても、施設管理者と調整の上、できるだけ案内マップに表示することとします。

特に身体障がい者等の利用が可能なトイレについては、身体障がい者用設備のピクトグラムはもとより、施設利用時間制限など、利用者に必要な情報をできるだけ併記するよう努めます。

6-2. 景観への配慮方針

(1)施設デザインと配置

サイン施設は、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインにすることとします。サインを 設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観になじむ色を基調カラーとして、統一感のあるサイン 整備を行うことが重要です。

来訪者の案内・誘導のために公共サインを設置する場合は、公共機関が設置するサインであることが利用者に理解できるよう、本ガイドラインに示すデザイン案に基づき施設を整備することが有効です。施設のデザインで地域らしさを表現する手法もありますが、地域特性はできるかぎりサインに表示する情報内容で表現することとし、誘導案内に不要な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインにします。

市内のまちなみや景観のうち、意匠が優れた施設や良好な眺望地点周辺に公共サインを設置する必要がある場合は、来訪者の視点場と対象物への視野範囲を十分検討し、景観を阻害することなく、必要な案内情報を提供できる設置位置の選定を行います。

(2)サインの集約化

サイン設置箇所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインや案内サインが至近距離に設置されている場合は、できるだけサイン施設の集約を行います。個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合、「情報掲載基準」で表示されるべき施設であれば、公共サインとしてその施設へ誘導するために適切な位置に設置された誘導サインに、施設名表示を追加します。基準外となる民間施設等の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サイン施設を集約することが望まれます。

(3)周辺事業者等への協力依頼

サイン施設の顕在性は、施設デザインだけでなくまちなみ景観によっても大きく影響されます。サインの周辺に、サインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されている場合、サインの顕在性を確保するためには、サイン施設の設置場所や形状、デザインそのものを変更しなければなりません。

サイン施設を含め、道路上に設置されている広告物や構造物については、まちなみ全体の景観を形成する重要な要素として、景観に配慮した配置・設置計画が必要であるとともに、誘導ルート上でサインを隠したり見えにくくしたりするような障害物や、広告物等の撤去・移設やデザインの変更については、設置主体や管理者に協力を依頼する必要があります。

6-3. 他のメディア・ツールとの連携

公共サインを利用する人が、出発前や移動途中、目的地周辺で、道路地図や観光マップ、インターネット等、他の様々な情報提供ツールからその人の目的にとって必要な情報を得ていればいるほど、実際に移動情報が必要な地点で必要最低限の情報を提供されることにより、大きな効果を発揮することができます。

そのため、公共サインに表示する情報については、様々な情報メディアやツールと連携し役割を分担するとともに、情報の内容や表示基準について整合を図ることにより、効率的かつ正確な観光情報や誘導案内情報を提供することに努めます。

観光やビジネス、買い物など様々な来訪目的の人が多く利用すると考えられる情報提供ツール等と、鳥取市公共サインガイドラインとの連携のありかたを次に示します。

表 来訪者が利用する情報ツール類との連携方針

	来訪者が利用するサイン・ツール等	鳥取市公共サインガイドライン との連携
公共	県・市・観光協会が設置・運営する観光案内所	地域および施設情報の提供による連携
	県・市・観光協会が作成するホームページ	施設名等の表記基準の統一 多言語表記の採用 等
	県・市・観光協会等が作成する観光客への配布 を目的とした各種マップやパンフレット	施設名等の表記基準の統一 多言語表記の採用 サイン位置の表示 等
民間	商業・宿泊施設等への誘導案内のため民間が設 置した看板類	デザイン等表記基準への配慮 ユニバーサルデザインへの配慮 誘導案内看板の集約 等
	市販されている観光情報誌の地図や道路地図	情報の提供による連携等

6-4. I T化への取り組み

今後の取り組みとして、携帯電話のQRコード(二次元バーコード)による案内・誘導情報の提供を検討します。また、ICタグ等を活用した場所ごとの情報提供や、携帯端末を利用した自立移動支援システムなどの導入についても検討します。



図 ORコードによる携帯電話での案内情報提供のイメージ

ユニバーサル社会の実現に向けて、「移動経路」「交通手段」「目的地」などの情報について、「いつでも、どこでも、だれでも」アクセスできるユビキタスな環境の構築に向けた取り組みが、全国に広がりつつあります。

案内サインは歩行者経路の分岐点に配置されることから、歩行者にとってその地点で位置情報 や移動情報が必要な状況が多いと考えられます。そのため、自立移動支援システムの導入にあた っては、サイン施設の有効な活用を図ります。